

新見市地域福祉センター設置規程

制定 平成29年 3月28日 規程第7号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が新見市民の福祉向上を図り、明るく住みやすい地域づくりを推進する活動拠点として、新見市地域福祉センター（以下「福祉センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 新見市地域福祉センター
位 置 新見市金谷640番地の1

(事 業)

第3条 福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉の向上に関する各種サービスの提供
- (2) 社会福祉に係る各種相談事業の実施
- (3) 市民の福祉向上に関する諸事業
- (4) 地域福祉・ボランティア活動の推進
- (5) 集会及び催し事への会場の提供
- (6) その他目的達成のため必要と思われる事業

(管 理)

第4条 本会は福祉センターを常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(管理委託)

第5条 前条に基づき福祉センターの利用促進を図るため、土曜日、日曜日、祝祭日及び夜間の使用については、管理を委託するものとする。

(開館時間)

第6条 福祉センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

(休館日)

第7条 福祉センターの休館日は、年末年始（12月29日から1月3日まで）とする。

(使用の申込及び許可)

第8条 福祉センターを使用しようとする者は、使用申込書を本会会長（以下「会長」という。）に提出し許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用時間)

第9条 福祉センターの使用時間は、使用許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(使用条件)

第10条 会長は、福祉センターの使用を許可するに当たっては、使用の目的、範囲、期間その他福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第11条 会長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 営利が主目的であるとき。
- (2) 公共の秩序又は風紀を乱し、害するおそれがあるとき。
- (3) 施設設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 政治・宗教活動を目的とするとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、福祉センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取り消し等)

第12条 会長は、次の各号の一に該当するときは、使用条件の変更を命じ、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、この規程又は許可条件に違反したとき。
 - (2) 管理上支障があると会長が認めるとき。
- 2 前項の規定により、使用者に損害が生じることがあっても、本会は、その責めを負わない。

(使用料)

第13条 第8条の規定により、使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、本会が使用料を請求した日から1ヶ月以内に納付しなければならない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、会長において相当の事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第15条 地域福祉・ボランティア活動の推進を目的とし、かつ本会が協賛する団体等が地域福祉・ボランティア活動の推進のために使用する場合については、使用料及び別表に掲げる夜間休日加算について免除することができる。

- 2 次の各号に掲げる場合については、使用料を免除することができる。
 - (1) 本会が育成援助している団体等が社会福祉を目的に使用する場合。
 - (2) 会長が特に地域福祉・ボランティア活動の推進に寄与すると認めた場合。
- 3 その他、特別に会長が認めた場合において、使用料の50%を限度に減免することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、使用の権利を譲渡又は転貸し、若しくは使用許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別設備の許可)

第17条 使用者は、使用に際し特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ会長の許可を受

けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第18条 使用者は、使用期間中は責任者の最善なる注意をもって、その使用する施設設備その他の物件を管理しなければならない。

2 使用者及び使用者が行う行事等に参加する者は、次の各号について遵守しなければならない。

(1) 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 使用の許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと

(3) 火災、盗難等の発生防止に留意すること。

(4) 本会職員の指示に従うこと。

(5) その他会長が必要と認める事項。

(原状回復義務)

第19条 使用者は、その使用を終わったとき（使用許可の取消し、又は使用禁止を命ぜられたときを含む）は、直ちに設備その他を原状に復して返還しなければならない。

(損害の賠償)

第20条 使用者が建物又は設備をき損し、又は滅失したときは、会長の指示に基づいてこれを原状に復し又はこれに要する費用を賠償しなければならない。ただし、会長においてやむを得ない理由があると認めたときは、その賠償額を減免することができる。

2 第11条の規定に基づいて使用の許可を取消し、使用条件を変更し、又は使用の中止を命じたことによって使用者がこうむった損害については、会長は賠償の責は負わない。

(職員の立入り)

第21条 使用者は、使用期間中といえども、本会職員が職務のため立入ることを拒むことはできない。

(物品の販売等の制限)

第22条 会長の許可を得なければ、施設及び敷地内において商行為、または募金行為をしてはならない。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

新見市地域福祉センター使用料

（単位：円）

使用区分 室名		基本使用料				冷・暖房料
		午 前	午 後	夜 間	全 日	稼働させた時 1時間につき
		9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで	
一階	多目的ルーム	5,000	5,000	7,500	12,500	1,000
	ミーティング ルーム	700	700	1,100	1,800	200
二階	研修室	3,000	3,000	4,500	6,100	600
	会議室	1,500	1,500	2,300	3,800	300
	調理実習室 栄養改善室	5,000	5,000	7,500	12,500	1,000
	和室	700	700	1,100	1,800	200
	ボランティア ルーム	700	700	1,100	1,800	200

注意事項

（夜間休日加算）

- 1 平日の夜間（18時以降）及び休日（土・日曜日、祝日）に使用する場合は、使用料の額に1時間につき880円を加算するものとする。（一度に複数の部屋を使用する場合は、1部屋分のみ加算する。）

（超過加算）

- 2 繰り上げ、又は超過して使用する時間が1時間以上の場合は、その時間が含まれる時間帯の基本使用料を加算して徴収する。